

<p>(13) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p> <p>臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。</p> <p>該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)</p>				
<p>I</p>	<p>01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科</p>	<p>02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科</p>	<p>03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科</p>		
<p>II</p>	<p>16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科</p>	<p>17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科</p>	<p>18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科</p>		
<p>III</p>	<p>34 リハビリテーション科 37 病理診断科</p>	<p>35 放射線科 38 臨床検査科</p>	<p>36 麻酔科 39 救急科</p>		
<p>IV</p>	<p>40 臨床研修医</p>	<p>41 全科</p>	<p>42 その他 ()</p>		
<p>主たる診療科名の番号(1つ)</p>					
<p>(14) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格及び麻酔科の標榜資格(麻酔科標榜医)を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p>				
<p>I</p>	<p>01 総合内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医</p>	<p>02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医</p>	<p>03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医</p>		
<p>II</p>	<p>18 呼吸器専門医 21 腎臓専門医 24 糖尿病専門医 27 アレルギー専門医 30 心療内科専門医 31 呼吸器外科専門医 34 気管食道科専門医 37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ペインクリニック専門医 52 がん薬物療法専門医 55 小児神経専門医</p>	<p>19 循環器専門医 22 肝臓専門医 25 内分泌代謝科専門医 28 リウマチ専門医 32 心臓血管外科専門医 35 消化器外科専門医 38 細胞診専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期(新生児)専門医 56 一般病院連携精神医学専門医</p>	<p>20 消化器病専門医 23 神経内科専門医 26 血液専門医 29 感染症専門医 33 乳腺専門医 36 小児外科専門医 39 透視専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医</p>		
<p>(15) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等</p> <p>大学名等の番号を1つ○で囲むこと。(修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。)</p> <p>大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>国立</p>	<p>01 北海道大学 05 秋田大学 09 千葉大学 13 富山大学 17 信州大学 21 三重大学 25 神戸大学 29 広島大学 33 愛媛大学 37 長崎大学 41 鹿児島大学</p>	<p>02 旭川医科大学 06 山形大学 10 東京大学 14 金沢大学 18 岐阜大学 22 滋賀医科大学 26 鳥取大学 30 山口大学 34 高知大学 38 熊本大学 42 琉球大学</p>	<p>03 弘前大学 07 筑波大学 11 東京医科歯科大学 15 福井大学 19 浜松医科大学 23 京都大学 27 島根大学 31 徳島大学 35 九州大学 39 大分大学</p>	<p>04 東北大学 08 群馬大学 12 新潟大学 16 山梨大学 20 名古屋大学 24 大阪大学 28 岡山大学 32 香川大学 36 佐賀大学 40 宮崎大学</p>
<p>公立</p>	<p>43 札幌医科大学 47 京都府立医科大学 51 岩手医科大学 55 杏林大学 59 帝京大学 63 東邦大学 67 東海大学 71 藤田保健衛生大学 75 兵庫医科大学 79 産業医科大学</p>	<p>44 福島県立医科大学 48 大阪市立大学 52 自治医科大学 56 慶應義塾大学 60 東京医科大学 64 日本大学 68 聖マリアンナ医科大学 72 大阪医科大学 76 川崎医科大学 80 防衛医科大学校</p>	<p>45 横浜市立大学 49 奈良県立医科大学 53 獨協医科大学 57 順天堂大学 61 東京慈恵会医科大学 65 日本医科大学 69 金沢医科大学 73 関西医科大学 77 久留米大学 81 外国の医学校</p>	<p>46 名古屋市長立大学 50 和歌山県立医科大学 54 埼玉医科大学 58 昭和大学 62 東京女子医科大学 66 北里大学 70 愛知医科大学 74 近畿大学 78 福岡大学 82 その他</p>	
<p>(16) 本届出票の活用に対する確認</p>	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p>				
<p>同意しない場合</p>					
<p>(17) 備考</p>					

第四号書式を次のように改める。

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

氏名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日	午前・午後 時 分
	<small>（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください）</small>				
死亡したとき	平成	年 月 日	午前・午後	時 分	
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他			
	死亡したところ	番 地 番 号			
死亡の原因	（ア）直接死因		発病（発症） 又は受傷から 死亡までの期間 ◆年、月、日 等の単位で書 いてください ただし、1 日未満の場合 は、時、分等 の単位で書い てください （例：1年 3ヵ月、5時 間20分）	平成 年 月 日	昭和 年 月 日
	（イ）（ア）の原因				
（ウ）（イ）の原因					
（エ）（ウ）の原因					
◆I欄、II欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆I欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆II欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください	直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等				
	手術	1無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 年 月 日
ただし、欄が不足する場合は（エ）欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	解剖	1無 2有	主要所見		
死因の種類	1 病死及び自然死				
	外因死	不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焰による傷害 } 6窒息 7中毒 8その他 その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 }			
外因死の追加事項	傷害が発生したとき	平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分			傷害が発生したところ
	◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()		
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重	単胎・多胎の別		妊娠週数	
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	1無 2有	1単胎 2多胎 (子中第 子)	満 週	前回までの妊娠の結果
その他特に付言すべきことがら		3不詳		出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)	
上記のとおり診断（検案）する		診断（検案）年月日 平成 年 月 日			
〔 病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所 〕		本診断書（検案書）発行年月日 平成 年 月 日			
(氏名) 医師	番 地 番 号				印

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付けて書いてください。
夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
I欄では、各傷病について発病の型（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位（例：胃噴門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

I欄及びII欄に關係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付けて書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。
母子健康手帳等を参考に書いてください。

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第十二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(死亡診断書の記載事項等)</p> <p>第十九条の二 歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 死亡の場所及びその種別(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム(以下「病院等」という。)で死亡したときは、その名称を含む。)</p> <p>四十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(死亡診断書の記載事項等)</p> <p>第十九条の二 歯科医師は、その交付する死亡診断書に、次に掲げる事項を記載し、記名押印又は署名しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 死亡の場所及びその種別(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム(以下「病院等」という。)で死亡したときは、その名称を含む。)</p> <p>四十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

歯科医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式を次のように改める。

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都 道 府 県			
(2) 氏 名	ふ り が な		電 話 市外局番 (- -)	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日	
(5) 歯科医籍登録番号	第 <input type="text"/> 号	(6) 歯科医籍登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日	
(7) 従事している施設及び業務の種類				
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別		
<p>01～18のうち1つを記入すること。</p> <p>主たる施設・業務の種別(1つ)</p> <p>複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～17のうち1つを記入すること。</p> <p>従たる施設・業務の種別(1つ)</p>	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者		
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者		
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)		
	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者		
	介護医療院	12 介護医療院の開設者又は法人の代表者 13 介護医療院の勤務者		
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者		
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者		
	(8) 主たる従事先 ((7) 欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
	ふりがな			電 話
	名 称			市外局番 (- -)
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都 道 府 県 市 郡 区 町 村			
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7) 欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)				
ふりがな			電 話	
名 称			市外局番 (- -)	
所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都 道 府 県 市 郡 区 町 村			
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)				
(10) 就 業 形 態	<p>1・2いずれかを○で囲むこと。</p> <p>1 常勤 2 非常勤</p> <p>※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。。「非常勤」とは「常勤」以外の者。</p>			
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他			
(12) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業			

裏面へ続く

<p>(13) 従事する診療科名等</p> <p>従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。</p>	<p>((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)</p> <p>1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科</p> <p>5 臨床研修歯科医</p> <p>臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。</p> <table border="1" style="float: right; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">主たる診療科名の番号(1つ)</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	主たる診療科名の番号(1つ)	
主たる診療科名の番号(1つ)			
<p>(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<p>医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。</p> <p>1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医</p> <p>4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医</p>		
<p>(15) 本届出票の活用に対する確認</p>	<p>各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。</p> <table border="1" style="float: right; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">同意しない場合</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"> </td> </tr> </table>	同意しない場合	
同意しない場合			
<p>(16) 備 考</p>	<p> </p>		

提出期限 翌年1月15日

死亡診断書

この死亡診断書は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

第四号書式を次のように改める。

氏名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日	午前・午後 時 分
死亡したとき	平成	年 月 日	午前・午後	時 分	
死亡したところ 及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他			
	死亡したところ (死亡したところの種別1~5) 施設の名称	番 地 番 号 ()			
死亡の原因	I ◆I欄、II欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆I欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆II欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください	(ア)直接死因	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてくださいただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例:1年3ヵ月、5時間20分)		
		(イ)(ア)の原因			
(ウ)(イ)の原因					
(エ)(ウ)の原因					
手術 解剖	II 直接には死因に関係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等	1無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	平成 昭和 年 月 日
		1無 2有	主要所見		
死因の種類	1 病死及び自然死	不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火焰による傷害 } 6窒息 7中毒 8その他			
	外因死 12 不詳の死	その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 }			
外因死の追加事項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき	平成・昭和	年 月 日	午前・午後	時 分
	傷害が発生したところの種別 手段及び状況	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ()		傷害が発生したところ	都道府県 市区町村
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重	グラム	単胎・多胎の別 1単胎 2多胎(子中第 子)		妊娠週数 満 週
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	母の生年月日 昭和 平成 年 月 日		前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)	
その他特に付言すべきことがら					
上記のとおり診断する			診断年月日	平成	年 月 日
〔 病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は歯科医師の住所 〕			本診断書発行年月日	平成	年 月 日
(氏名) 歯科医師			番地	番	号
			印		

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。
夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。
死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
I欄では、各傷病について発病の型(例:急性)、病因(例:病原体名)、部位(例:胃噴門部がん)、性状(例:病理組織型)等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。
産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

I欄及びII欄に關係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5煙、火災及び火焰による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれません。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。
母子健康手帳等を参考に書いてください。

(社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正)
第十三条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和二十三年厚生省令第五十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
<p>第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。</p>	<p>第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>法第十五条第二項に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)第十七条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者(以下「指定医療機関」という。)の提出する診療報酬請求書</p>	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十二条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五十八条第三項及び第四項(同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。並びに第六十二条(同法第七十二条において準用する場合を含む。)、児童福祉法(昭</p>

和二十二年法律第六十四号)第十九条の十二(同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)並びに母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)第八十二条、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条、難病の患者に対する医療等に関する法

和二十二年法律第六十四号)第十九条の十二(同法第二十一条の二、第二十一条の五の二十九及び第二十四条の二十一(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)並びに母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第二十条第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第一百十号)第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条、難病の患者に対する医療

<p>律（平成二十六年法律第五十号）第五條第二項及び第三項又は特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二條第三項及び第四項若しくは第十三條第二項及び第三項</p>	<p>等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五條第二項及び第三項又は特定型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二條第三項及び第四項若しくは第十三條第二項及び第三項</p>
--	---

（生活保護法施行規則の一部改正）

第十四条 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（指定介護機関の指定の申請等）</p> <p>第十条の六 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。</p> <p>一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護医療院の施設の種類並びに名称及び所在地</p> <p>二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が、介護保険法第四十二条の二第一項若しくは第四十八条第一項第一号の指定又は同法第九十四条第一項若しくは第七十七条第一項の許可を受けている場合は、その旨</p> <p>四・五（略）</p> <p>2 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第五項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）</p>	<p>（指定介護機関の指定の申請等）</p> <p>第十条の六 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。</p> <p>一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の施設の種類並びに名称及び所在地</p> <p>二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の管理者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設が、介護保険法第四十二条の二第一項若しくは第四十八条第一項第一号の指定又は同法第九十四条第一項の許可を受けている場合は、その旨</p> <p>四・五（略）</p> <p>2 法第五十四条の二第四項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第五項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）</p>

の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第八條第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第十五條の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八條の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第一百五條の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健又は介護医療院にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地

二〇四 (略)

五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六條第一項、第四十八條第一項第一号、第五十三條第一項、第五十四條の二第一項、第五十八條第一項若しくは第一百五條の四十五の三第一項の指定又は同法第九十四條第一項若しくは第九十七條第一項の許可を受けている場合は、その旨

六〇七 (略)

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

第十条の七 法第五十四條の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

一〇四 (略)

の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第八條第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第十五條の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八條の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第一百五條の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地

二〇四 (略)

五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六條第一項、第四十八條第一項第一号、第五十三條第一項、第五十四條の二第一項、第五十八條第一項若しくは第一百五條の四十五の三第一項の指定又は同法第九十四條第一項の許可を受けている場合は、その旨

六〇七 (略)

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

第十条の七 法第五十四條の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

一〇四 (略)

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地

三・四 (略)

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十条の六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 (略)

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七条第一項若しくは第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百零二条、第一百零三条第三項、第一百零四条第一項、第一百零四条第二項、第一百零四条の六第一項、第一百零五条の九第一項、第一百零五条の十九第一項、第一百零五条の二十九第一項若しくはは第一百零五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第九条第一項若しくはは第十一条第二項又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第八条第一項若しくはは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設にあつてはその名称及び所在地

三・四 (略)

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第十条の六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 (略)

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十二条第四項、第七十五条第一項若しくは第七十五条の二第一項、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第七条第一項若しくは第二項、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)第七条第一項若しくは第二項、介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第一百一条、第一百零二条、第一百零三条第三項、第一百零四条第一項、第一百零四条第二項、第一百零四条の六第一項、第一百零五条の九第一項、第一百零五条の十九第一項、第一百零五条の二十九第一項若しくはは第一百零五条の三十五第六項、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十四条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)第九条第一項若しくはは第十一条第二項又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第八条第一項若しくはは第二十二條に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、十日以内に、法第四十九条、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号 (第十三条関係)

○

生活保護指定 (医)

○

病院、診療所、訪問看護事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、薬局、歯科医、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター、特定介護予防福祉用具販売事業者、助産師、施術者

備考 この表示の規格は、縦百二十五ミリメートル、横五十五ミリメートル程度とする。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)
第十五条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一 九 (略)	第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一 九 (略)	十 介護保険法第八十八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者 十一 介護保険法第八十八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行う者 十二 十六 (略)

(国民健康保険法施行規則の一部改正)
第十六条 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
<p>(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 十二 (略)</p> <p>(令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 十一 (略)</p> <p>(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 八 (略)</p>	<p>(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 十二 (略)</p> <p>(令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 十一 (略)</p> <p>(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 八 (略)</p>	<p>(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 十二 (略)</p> <p>(令第二十九条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 十一 (略)</p> <p>(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給</p> <p>二 八 (略)</p>

<p>(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)</p> <p>第三十二条の二十六 準用介護保険法第三十八条第一項(令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該特別徴収対象被保険者が、法第百十六条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項(介護保険法施行法第十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けないとき。</p> <p>五 (略)</p>	<p>(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)</p> <p>第三十二条の二十六 準用介護保険法第三十八条第一項(令第二十九条の十八から第二十九条の二十二までにおいて準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 当該特別徴収対象被保険者が、法第百十六条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項の規定の適用を受けないとき。</p> <p>五 (略)</p>
---	--

第十七条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正

第十七条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の一部を次の表のように改正する。

<p>附則</p> <p>(病床転換支援金等を納付する都道府県の調整交付金の特例)</p> <p>第三条 平成三十六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険者等所属都道府県を除く。)について、第四条の規定を適用する場合には、同条第一項第二号イ中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。</p> <p>2 平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合には、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号イ中「」の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは「」及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下この号において「病床転換支援金」という。)の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</p>	<p>附則</p> <p>(病床転換支援金等を納付する市町村の調整交付金の特例)</p> <p>第三条 平成三十年三月三十一日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、第四条の規定を適用する場合には、第四条第一項第二号中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。</p> <p>2 平成三十年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属市町村について、前条の規定により読み替えられた第四条の規定を適用する場合には、前条の規定により読み替えられた第四条第一項第二号中「」の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは「」及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下この号において「病床転換支援金」という。)の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</p>
---	--

第十八条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

<p>改正後</p> <p>別表(第一条関係)</p> <p>一～五十四 (略)</p> <p>五十五 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第四項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第四項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービス等を担当する者等の報告等、同法第五</p>	<p>改正前</p> <p>別表(第一条関係)</p> <p>一～五十四 (略)</p> <p>五十五 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行った者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第四項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第四項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービス等を担当する者等の報告等、同法第五</p>
--	--

(傍線部分は改正部分)

第十四条第四項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九条第四項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百四十四条の二第二項の介護医療院の開設者等の報告等、同法第一百五十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百五十五条の三十三第一項の介護サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の四十第一項（同法第一百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百五十五条の四十五の七第一項の指定事業者等の報告等、同法第八十一条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同条第二項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十一条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六（略）

第十四条第四項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十七条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第五十九条第四項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百五十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百五十五条の三十三第一項の介護サービス事業者等の報告等、同法第一百五十五条の四十第一項（同法第一百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百五十五条の四十五の七第一項の指定事業者等の報告等、同法第八十一条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、同条第二項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十一条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六（略）

（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正）

第十九条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

附 則

（病床転換支援金を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条 平成三十六年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の九まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

（病床転換支援金を納付する都道府県に係る算定政令第二条第五項及び第六項の厚生労働省令で定める算定方法の特例）

第四条の二 平成三十六年三月三十一日までの間、都道府県（退職被保険者等所属都道府県を除く。）について、第六条の二を適用する場合には、同条第一号ロ（後期高齢者支援金）とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

改 正 前

附 則

（病床転換支援金を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例）

第四条 平成三十年三月三十一日までの間、第二条、第七条、第七条の四から第七条の七まで、第十三条及び第十四条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

（平成二十九年度における組合に対する補助の特例）

第四条の二 平成二十九年度において、前条の規定により読み替えられた第七条、第七条の九及び第十三条を適用する場合には、前条の規定により読み替えられた第七条、第七条の九並びに第十三条第二項第二号ロ及び第三号イからハまで中「附則第十三条」とあるのは、「附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条」とする。

（傍線部分は改正部分）